

芦屋市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）

1 制定しようとする背景と目的

犯罪に巻き込まれた被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件後も長く続く恐怖や様々な生活上の困難なども起こり、社会的に孤立してしまうなど、犯罪被害者等への支援の仕組みが確立していなかったため、十分な支援が受けられずにいました。

平成16年12月8日に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の支援が社会全体の責務となっており、地方公共団体の責務として、同法第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあり、本市としても犯罪被害者等に対する支援策を講じる必要があります。

そのため、犯罪被害者等が平穏な生活を早期に回復できるよう、犯罪被害者等支援の目的や理念全体を共有し、地域全体で支援活動を推進していくため、本条例を制定することとしました。

2 用語の定義

骨子（案）では、次のとおり定義します。

① 犯罪被害者等

対象となる者は、次のすべてを満たす者をいいます。

- ア 当該犯罪行為が行われたときに芦屋市民であった者
- イ 日本国内又は日本国外にある日本の船舶若しくは日本の航空機内において行われた人の生命又は身体に危害を及ぼす罪に当たる行為により、死亡又は重傷病（療養に1ヶ月以上の期間を要する負傷又は疾病）を受けた者及びその家族又は遺族

② 関係機関等

国、都道府県その他の地方公共団体、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体及びその他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいいます。

③ 事業者

次に掲げる者及びその他の事業を行う者をいいます。

- ア 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関
- イ 犯罪被害者等を雇用する者

④ 二次的被害

犯罪等により犯罪被害者等が直接的に受ける被害のほか、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又は報道機関の報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害及びその他の犯罪等に関する二次的な被害をいいます。

3 条例の骨子（案）の概要

（１） 基本理念

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めます。

犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく、犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響その他の事情に応じて適切に行われるとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

（２） 市及び市民等の責務

犯罪被害者等の支援に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにします。

① 市の責務

ア 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとします。

イ 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、協力するものとします。

② 市民の責務

ア 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するよう努めるものとします。

イ 市民は、市及び関係機関等が行う支援に協力するよう努めるものとします。

③ 事業者の責務

ア 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を支援することの重要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するよう努めるものとします。

イ 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとします。

(3) 市が実施する施策

犯罪被害者等基本法に基づいた基本施策のうち、本市が実施する施策について定めます。

① 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をするための窓口を定めて対応するとともに、関係機関等との連絡及び調整をするものとします。

② 見舞金の支給

市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、一時的な生活資金として見舞金を支給することとします。

③ 日常生活の支援

市は、犯罪被害により、日常生活に支障がある犯罪被害者等に対し、家事援助（調理、洗濯等）及び一時保育に要する費用の補助を行うこととします。

④ 居住の安定

市は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な市営住宅の提供及び新たに入居する賃貸住宅の家賃の一部補助又はそれらの転居に要する費用の助成を行うこととします。

⑤ 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を行います。

⑥ 市民及び事業者の理解推進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、リーフレットの作成・配布など広報及び啓発を実施するものとします。

⑦ 人材育成

市は、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、相談、助言、情報提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための施策を実施するものとします。